

第6回検討チーム
議事(1)
導入手順書パート

2025/3/4(火)

3/4(火)-3/7(金)でアンケートフォームにて導入手順書に対して意見募集中です

3/4 第6回検討チーム 導入手順書パートのアジェンダ

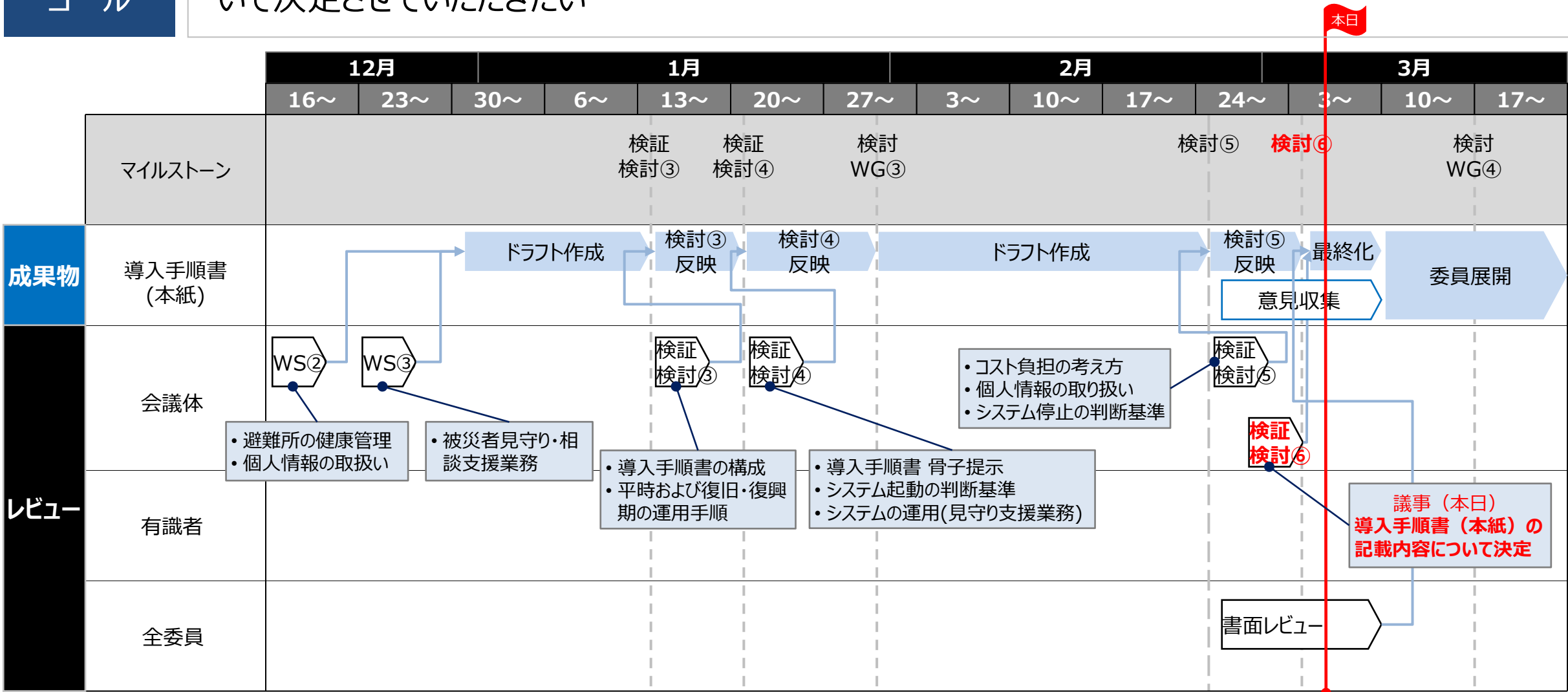
- これまでの検証会議や個別説明でいただいたご意見や議論を踏まえ、導入手順書（本紙）の記載内容について決定させていただきたい
- 本日の会議以外にもWebフォームでご意見を募集しています(3/5(水) 12:00まで)

#	議題	協議内容	時間 (内、質疑)
1	本会議のゴール	・本会議のゴール ・本会議の提示内容のご説明	5分 (-)
2	導入手順書に関する説明	・項目構成の変更内容とその背景のご説明 ・導入手順書 大項目 1 から大項目 3 の概要説明	10分 (-)
3	引き続き検討が必要な事項	・引き続き検討が必要な事項のご共有	5分 (-)
4	導入手順書 大項目 3 のご説明	・導入手順書 大項目 3 における災害フェーズ別の説明（平時） ・3.2.3.(個人情報、マイナンバー)、3.4.(運用訓練)	55分 (20分)
		・導入手順書 大項目 3 における災害フェーズ別の説明（発災期～応急期） ・3.5.(システムの起動)をご説明	
		・導入手順書 大項目 3 における災害フェーズ別の説明（復旧期～復興期） ・「データを活用した支援（広域避難に係る避難所業務の効率化）」の状況について ・3.6.(ユースケース①、②、③の手順)、3.7.(システムの停止)をご説明	
合計			75分

本会議のゴール

本会議のゴール

• これまでの検討チーム等でいただいたご意見や議論を踏まえ、導入手順書（本紙）の記載内容について決定させていただきたい



導入手順書に関する説明

- 導入手順書（本紙）について、大項目1、2にて本手順書および本システム構築の背景を説明、大項目3では、本システムの導入検討～停止までの具体的な手順を説明する構成

導入手順書（本紙） 目次構成

大項目	中項目	小項目
1.はじめに	－	－
2.広域被災者データベース・システムとは	2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要	－
	2.2.広域被災者データベース・システムを活用した被災者支援業務	－
3.広域被災者データベース・システム導入・運用の流れ	＜平時に実施する事項＞	3.1.1.導入の主担当となる都道府県庁内部局の決定
	3.1.広域被災者データベース・システムの導入の検討	3.1.2.プロジェクトチームの編成
		3.1.3.都道府県におけるシステム導入の検討
	3.2.関係者（市町村、関係団体）との協議	3.2.1.検討会参加の呼びかけ
		3.2.2.検討会の開催
		3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき詳細事項
	3.3.広域被災者データベース・システムの調達	－
	3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練	－
	＜発災時～応急期に実施する事項＞	3.5.1.システム起動の決定
	3.5.広域被災者データベース・システムの起動	3.5.2.被災者のマスタデータ（基本情報）の登録
		3.5.3.システムの利用者登録（アカウントの付与）
		3.5.4.システムの稼働確認（発災後の利用者向け）
		3.5.5.被災者への周知
	＜復旧期～復興期に実施する事項＞	3.6.1.アカウントの管理
	3.6.広域被災者データベース・システムの運用	3.6.2.マスタデータ（基本情報）の追加（住民以外の者）
		3.6.3.ユースケース①広域一時滞在（広域避難）における避難所運営業務
		3.6.4.ユースケース②避難所以外の被災者支援
		3.6.5.ユースケース③避難所外以外の被災者の避難先把握業務
		3.6.6.ユースケース④あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務
	3.7.広域被災者データベース・システムの停止	3.7.1.利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定
		3.7.2.運用停止の周知
		3.7.3.システムの運用停止
		3.7.4.データの引き継ぎ

導入手順書に関する説明

- 大項目1では、手順書の作成の経緯や目的について説明
- 大項目2では、本システムの整備の目的・背景、活用方法などについて説明

導入手順書 大項目 1、2 のポイント

大項目	中項目
1.はじめに	—

大項目	中項目
2.広域被災者データベース・システムとは	2.1.広域被災者データベース・システム整備の概要
	2.2.広域被災者データベース・システムを活用した被災者支援業務

大項目1、2のねらい

都道府県の導入主担当部局が、広域被災者データベース・システム導入の必要性・有用性と導入から運用に必要なタスクの全体像をつかむこと

導入手順書 大項目1：導入手順書の目的を記載

- 令和6年能登半島地震では、市職員が被災し、行政機能が一時的に低下。その際、多くの支援主体が被災者支援を行った
- その中で、デジタル庁や防災DX官民共創協議会の協力により、発災後応急的に「被災者データベース」を構築したものの、データ十分に活用することができないケースもあった
- 経験と教訓を踏まえ、本システムの必要性及び導入や、運用にあらかじめ決めておくべき必要な事項を導入手順書に記載する

➡ 導入手順書（本紙）をご覧ください

導入手順書 大項目2：広域被災者データベース・システムの説明

- 広域被災者データベース・システムは、広域避難において、被災者情報を一つのデータベースに集約し、更新することで支援が必要な被災者を継続的に把握する
- 本システムは令和6年能登半島地震および令和6年奥能登豪雨において活用した

➡ 導入手順書（本紙）をご覧ください

導入手順書に関する説明

- 大項目3では、4つのユースケースを取り上げ、本システムの導入～停止までの具体的な手順を説明
手順では、誰が(登場人物)、いつ、何をするのかを明確に記載し、石川県の事例についても記載する

大項目	中項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.1.システムの導入の検討
	3.2.関係者（市町村、関係団体）との協議
	3.3.広域被災者データベース・システムの調達
	3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練
	3.5.広域被災者データベース・システムの起動
	3.6.広域被災者データベース・システムの運用
	3.7.広域被災者データベース・システムの停止

大項目3のねらい

都道府県の導入主担当部局に限らず、本システム
導入～停止における各タスクの担当者が、本書を参
考に手順を実行できること

3.1.～3.4.：平時の実施手順

➡ 導入手順書（本紙）をご覧ください

3.5.：発災時～応急期の実施手順

➡ 導入手順書（本紙）をご覧ください

3.6.～3.7.：復旧期～復興期の実施手順

➡ 導入手順書（本紙）をご覧ください

※このほか、参考資料として導入手順書作成の経緯や通知文の例、用語集、
参考文献を記載予定（作成中）

引き続き検討が必要な事項

- これまでの検証・検討チームでの議論を踏まえ、以下の事項については引き続き検討が必要

#	概要	事項
1	広域被災者データベース・システムの導入	- 都道府県域を跨いだ災害への対応 - システムの全国展開（導入・運用に係るコスト負担）
2	マイナンバーおよびマイナンバーカードの活用	広域被災者データベース・システムの運用にマイナンバーやマイナンバーカードの活用
3	業務システム・データ項目の共通化	被災者支援業務システムやそのシステムで取り扱うデータ項目の共通化
4	個人情報の取り扱いに関する知識の習得・習熟	自治体職員の個人情報保護法に関する基礎知識の習得、災害時における個人情報の利活用に関する法務実務の習熟

導入手順書 大項目3のご説明

- 平時、発災期～応急期、復旧期～復興期から一部手順を取り上げ、説明する
※導入手順書（本紙）Wordファイルをご覧ください

＜平時＞

- 3.2.3.本システムを起動する前にあらかじめ決めておくべき事項
 - － 個人情報の取り扱いの確認
 - － マイナンバーおよびマイナンバーカード利活用（台帳情報の利用・提供、マイナンバーカードの活用）
- 3.4.広域被災者データベース・システムの運用訓練

＜発災時～応急期＞

- 3.5.広域被災者データベース・システムの起動

＜復旧期～復興期＞

- 3.6.広域被災者データベース・システムの運用
 - － ユースケース①広域一時滞在（広域避難）における避難所運営業務
 - － ユースケース②避難所外避難の被災者支援
 - － ユースケース③あらかじめ想定できないが発災後必要となった業務
- 3.7.広域被災者データベース・システムの停止

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律案が閣議決定（令和7年2月14日）
- 本法律の施行により、被災者等の情報を支援主体間で連携する上で根拠となる条文が追加される見込み

災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要（抜粋）

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

広域避難に係るに要配慮者支援に必要な情報に関する調査

■背景

広域避難に伴ない、広域避難者の居所等の把握、避難所間での情報連携に課題

- 復旧に時間を要する中、県は、被災者に広域的な避難を促し、避難所等から2次避難所（ホテル、旅館等）への移動支援を実施
- 被災地外の一時的な避難施設として「いしかわ総合スポーツセンターに「1.5次避難所」を開設（その他、県産業展示館2号館、小松市総合体育館にも開設）
- 広域避難者の居所等の把握、情報管理に課題（被災者情報の不足、支援者が個別に情報収集、情報の形式・項目が異なる等）
- 避難者の健康管理に必要な情報連携に課題（特に、2次避難先市町への連携）
- 1.5次避難所滞在期間の長期化（福祉ニーズのある避難者の受入施設や職員の不足）

■調査の目的

要配慮者の支援（災害関連死の防止）に必要な情報連携について調査

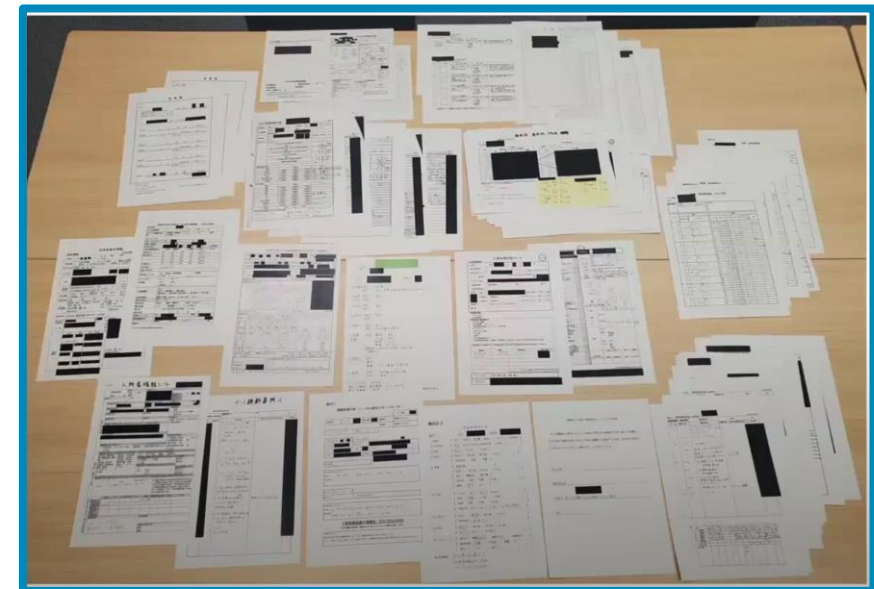
- ① 1.5次避難所に入所した要配慮者の健康管理シートを調査
- ② 被災地避難所からの情報連携、入所時のアセスメントの実施状況を調査

■調査の方法

- 石川県健康福祉部が保管する1.5次避難所 一時待機ステーション全入所者の健康管理シート（401件）をデータ化（紙をスキャン、被災者データベースに保存）
- 石川県デジタル推進監室が調査を実施 ※データ集計中のため、件数増える可能性あり
- 慶應義塾大学看護医療学部宮川准教授に監修を依頼

■調査の期間

1月15日（水）～2月28日（金）



※1.5次避難所入所者の支援記録（紙記録）

参考_1.5次避難所の開設状況

※参照した資料_石川県「災害対策本部委員会議資料」、内閣府「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」

<避難所の開設状況>

■被災地の避難所

- 1月2日に
最大423か所、40,688人/日

■1.5次避難所

- 1月21日に
最大3か所、367人/日
※ 2次避難の可否確認
(健康チェック)を実施

■2次避難所(1.5次を除く)

- 2月16日に
最大243か所、5,125人/日

■福祉避難所

- 2月26日に
最大30か所、223人/日

<1.5次避難所（いしかわ総合スポーツセンター）の概要>

被災地外への一時的な避難施設（2次避難所への移動支援）のため開設

■フロア（役割）

●メインアリーナ（1.5次避難所）

要配慮者（高齢者・障害者・未就学児）と同伴者を優先（主に自立生活が可能な避難者を受け入れ）

健康管理シートのデータ化作業範囲

●サブアリーナ、マルチパーパス（一時待機ステーション）

介助や見守りが必要な避難者を受け入れ
サブには、メインアリーナでの生活な困難な避難者を受け入れ
マルチには、被災地の施設入所者を中心に受け入れ（DMAT等が中心となり、被災地の高齢者関係施設から、要介護高齢者等を受け入れ）

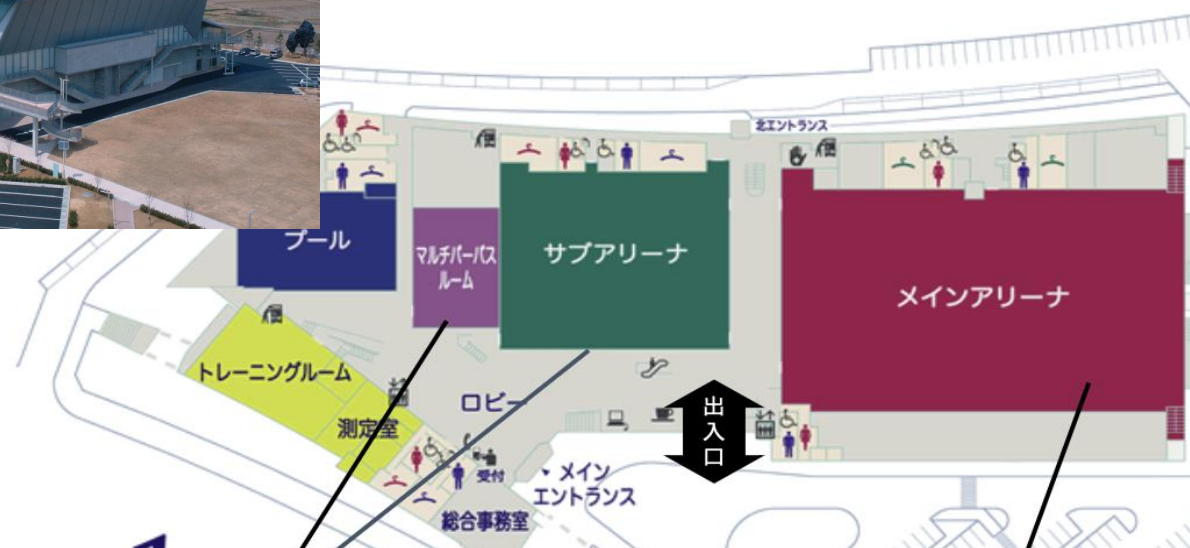
■避難所運営に携わった主な支援者

- DMAT（災害派遣医療チーム）
- JMAT（日本医師会災害医療チーム）
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）
- DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）
- JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）
- JDAT（日本災害歯科支援チーム）
- 保健師、看護師、薬剤師
- DICT（災害時感染制御支援チーム）
- DWAT（災害派遣福祉チーム）
- JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）
- 介護福祉士（6月以降は介護職員）
- ケアマネージャー
- 管理栄養士
- 医療ソーシャルワーカー
- 日本YMCA同盟
- IT DART（情報支援レスキュー隊）
- その他、県職員や災害ボランティア

参考_1.5次避難所のフロアマップ



いしかわ総合スポーツセンター外観
(金沢市)



メインアリーナ

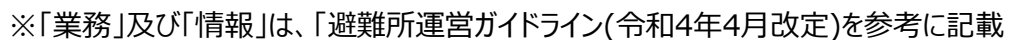


サブアリーナ

1F

**施設避難者一時待機
ステーション**
収容数
サブ:最大120人(床)
マルチ:最大40人(床)

1.5次避難所
収容数
最大約500人(約240テント)



調査①_1.5次避難所に入所した要配慮者の健康管理シートを調査（様式の洗い出し）

＜様々な支援者が作成した被災者の支援記録＞ ※データは集計中のため、件数は今後の精査で増える可能性があります。

- 一時待機ステーション（サブ、マルチ）全入所者の健康管理シートの作成状況401件※複数回入所を含む
- 健康管理シートは、様々な様式でが作成されました。調査では、作成された支援記録を「診療録に該当しない健康情報」と「診療録に該当する情報」に分類しています。

■ 診療録に該当しない健康情報

- 様式①避難所受付表（いしかわ総合スポーツセンター）
- 入所者情報シート又は健康相談票
- 様式②—2フェイスシート
- 様式③食事箋
- 食事・排泄もしくは食事・排泄管理表
- 内服・外用薬チェックリスト
- 様式④健康相談票経過用紙（記録用紙）
又は様式④健康記録用紙
- お薬説明書※名称様々
- JRAT受援者基本票・経過記録票
- 石川県DWATアセスメントシート（1.5次）
- 利用者様情報提供書・1.5次経過記録
- 利用者様情報提供書
- 退所時（エリア移動時）確認項目
- 搬入時チェックリスト
- 入所時チェックリスト サブ・マルチ
- 様式⑦持参物チェックリスト
- SCU（珠洲市ふれあいの里）申し送り・記録用紙
- 救急搬送票
- 傷病者引渡書
- 避難所入所時の情報提供の注意事項兼同意書
- 薬剤チェックリスト
- 退所後の手荷物（忘れ物）に関する
- 受付業務チェックリスト
- 「お口の困りごと」ピックアップ用紙
- 口腔ケア業務フロー
- お薬手帳コピー
- 二次避難所 個別相談票
- 利用者情報（介護施設から提供されたもの）
- マッチング決定者（受け入れ決定者）

■ 診療録に該当する情報（作成状況）

- 災害時診療情報提供書_22件（5.5%）
- 災害診療記録（精神保健含む）_28件（7%）
- 診療情報提供書_34件（8.5%）
- 診療録_26件（6.5%）

※この他の電子化しないデータも集計中。
件数は、今後の精査で増える可能性がある。
※診療録を含む個人情報とは適切な方法で保管

その他

- 石川県歯科医師会 歯科医師所見
- 検査結果
- 検査詳細情報
- CT検査報告書
- 処方箋
- 様式7アセスメント票・ケース記録
- 日本医療ソーシャルワーカー協会 相談経過用紙

※参考_1/19に石川県立中央病院が1.5次避難所に
臨時の診療所を設置

■ 一時待機ステーション（マルチパーパス）入所者における「健康管理シート」の作成状況

全入所者165名中、135名（81.8%）

- うち、30名は記録なし
理由）複数回入所者7名、サブアリーナで管理16名、不明7名
- うち、「搬入時チェックリスト」が作成された入所者 11件（8.1%） →
評価）入所時にアセスメントができています割合

搬入時チェックリスト	
入所者氏名：	[REDACTED]
生年月日：	[REDACTED]
搬入日時： 2020 年 / 月 / 日 (6 時 40 分)	
前施設からの診療情報提供書、サマリ等の有無	☒ 有・無・不明
介護保険の有無、介護度（ 5 ）	☒ 有・無・不明
搬入前食事内容（全量、とり分け、自由摂取）	
持参薬の有無	☒ 有・無・不明
荷物・貴重品の有無	☒ 有・無・不明
車いすの有無 ※車いすを持っている場合、名前をつける	有・ ☒ 無
キーパーソンの有無	☒ 有・無・不明
【その他特記事項】	

■ 被災地避難所から一時待機ステーションへの情報連携の状況

**ケアプランやADL（日常生活動作）評価に関する情報連携があった避難者
135名中、23名（17.0%）**

- うち、詳細なADLが記載されているもの 21件（n=135, 15.6%）
- うち、自立度・要介護度のみで詳細なADL項目がないもの 2件（n=135, 1.5%）